

食育基本法（議員立法）の成立  
及び食育推進会議について

平成 18 年 1 月 23 日

第 20 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料

## 食育基本法(議員立法)の成立及び食育推進会議について

### 1. 審議状況

平成16年3月 第159回国会へ法案提出  
(提出者:(自)小坂、宮腰、西川、(公)白保、田端)

平成17年4月15日 (衆)内閣委員会採決  
4月19日 (衆)本会議可決  
6月9日 (参)内閣委員会質疑、採決  
6月10日 (参)本会議採決  
6月17日 公布  
7月15日 施行

### 2. 法の概要

食育:一人一人が食についての意識を高め、適切な判断を行うことにより健全な食生活を実現し、心身の健康の増進と豊かな人間形成を図ること。

第1 総則(目的、国、地方公共団体、教育関係者、食品関係事業者等の責務、年次報告等)

第2 食育推進基本計画等

第3 基本的施策

第4 食育推進会議等 (総理大臣が会長、食育担当大臣の設置)

### 3. 厚生労働省の施策との関係

○健康づくり、生活習慣病予防の観点

- ・地域における栄養・食生活に関する知識の普及啓発
- ・管理栄養士等による栄養指導
- ・食生活改善推進員等のボランティア活動

○母子保健の観点

- ・食を楽しむ機会の提供
- ・栄養管理に関する知識の普及、情報提供
- ・妊産婦に対する栄養指導、乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導

○食品安全の観点

- ・食品の安全に関する知識の普及、適切な情報提供等

### 4. 食育推進会議

事務局を内閣府に置き、「食育推進会議」及び「食育推進基本計画検討会」が設置され、平成18年3月の作成を目途として、「食育推進基本計画」が検討されている。

## 食育推進会議構成員名簿

会長	小泉	純一郎	内閣総理大臣
委員	安倍	晋三	内閣官房長官
同	猪口	邦子	内閣府特命担当大臣（食育）
同	竹中	平蔵	総務大臣
同	杉浦	正健	法務大臣
同	麻生	太郎	外務大臣
同	谷垣	禎一	財務大臣
同	小坂	憲次	文部科学大臣
同	川崎	二郎	厚生労働大臣
同	中川	昭一	農林水産大臣
同	二階	俊博	経済産業大臣
同	北側	一雄	国土交通大臣
同	小池	百合子	環境大臣
同	松田	岩夫	内閣府特命担当大臣（食品安全）
同	市場	祥子	(社)全国学校栄養士協議会副会長
同	伊藤	一長	長崎市長
同	大蔵	浜恵	J A全国女性組織協議会会長
同	神田	敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
同	佐々木	孝治	日本チェーンストア協会会長
同	高橋	久仁子	群馬大学教育学部教授
同	中村	丁次	(社)日本栄養士会会長
同	服部	幸應	服部栄養専門学校校長
同	原	楫	全国食生活改善推進員団体連絡協議会理事
同	福士	千恵子	読売新聞東京本社生活情報部次長
同	逸見	良昭	(社)日本PTA全国協議会副会長
同	渡邊	昌	(独)国立健康・栄養研究所理事長

## 食育推進基本計画検討会構成員名簿

座長	猪口 邦子	内閣府特命担当大臣（食育）
委員	小坂 憲次	文部科学大臣
同	川崎 二郎	厚生労働大臣
同	中川 昭一	農林水産大臣
同	松田 岩夫	内閣府特命担当大臣（食品安全）
同	市場 祥子	（社）全国学校栄養士協議会副会長
同	伊藤 一長	長崎市長
同	大蔵 浜恵	J A全国女性組織協議会会長
同	神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
同	佐々木孝治	日本チェーンストア協会会長
同	高橋 久仁子	群馬大学教育学部教授
同	中村 丁次	（社）日本栄養士会会長
同	服部 幸應	服部栄養専門学校校長
同	原 楫	全国食生活改善推進員団体連絡協議会理事
同	福士 千恵子	読売新聞東京本社生活情報部次長
同	逸見 良昭	（社）日本PTA全国協議会副会長
同	渡邊 昌	（独）国立健康・栄養研究所理事長
専門委員	亀田 康好	酪農教育ファーム推進委員会委員
同	砂田 登志子	食生活・健康ジャーナリスト
同	中村 美喜子	日本保育協会岩手県支部女性部長
同	松田 朗	（社）調理技術技能センター理事長
同	茂木 友三郎	（財）食品産業センター会長
同	横川 竟	（社）日本フードサービス協会会長
同	渡辺 俊行	埼玉県北足立郡伊奈町立小室小学校長

## 食育推進基本計画の作成方針

平成17年10月19日

食育推進会議

1. 食育推進会議は、平成18年3月末を目途として、食育基本法第16条第1項に基づき食育推進基本計画（以下「基本計画」という。）を作成する。
2. 基本計画は、食育基本法第3章に規定された基本的施策を中心に、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を示すものとして、作成する。
3. 基本計画の作成に資するため、内閣府特命担当大臣（食育）を座長とし、その他会長が指名する委員及び専門委員により構成される検討会を開催するとともに、内閣府において国民の意見を幅広く聴取する。

（備考）食育基本法第3章に規定された基本的施策

- ①家庭における食育の推進（第19条）
- ②学校、保育所等における食育の推進（第20条）
- ③地域における食生活の改善のための取組の推進（第21条）
- ④食育推進運動の展開（第22条）
- ⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等（第23条）
- ⑥食文化の継承のための活動への支援等（第24条）
- ⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進（第25条）

(参 考)

## ○食育基本法（抜粋）

### （食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

### （家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

### （学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導に

ふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。